

国土交通省における事業評価検討の経緯について

平成9年12月 「物流効率化による経済構造改革特別枠」に関する関係閣僚会合
・総理より「再評価システム」の公共事業全体への導入、事業採択段階における費用対
効果分析の活用について、公共事業関係6省庁に指示

建設省：「公共事業再評価システムに関する検討委員会」を設置

平成10年3月 建設省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領を策定

平成10年6月 再評価及び新規事業評価実施要領の細目を策定及び通知（河川局関係事業）
「海岸事業の新規事業採択時評価実務要領細目」（河川局長通達）

平成10年8月 海岸事業評価手法研究会を設置

・評価手法の課題を抽出し、具体的な方法を調査開発する目的。

委員名簿	座長	肥田野 登	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
	委員	三村 信男	茨城大学広域水圏環境科学教育研究センター教授
		近藤 健雄	日本大学理工学部教授
		高橋 薫	日本開発銀行地域開発企画部次長
		本守 真人	愛知県土木部河川課長
		米野 紀男	新潟県土木部河川課長
		小林 一朗	建設省河川局防災・海岸課海岸室長

平成10年12月 研究会とりまとめ「海岸事業評価手法」策定

（平成11年5月 海岸法改正【環境と利用が新たに追加】）

平成13年7月 国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領

平成13年12月 河川局所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領細目等の改定

平成14年4月 行政機関が行う政策の評価に関する法律が施行

平成14年8月 公共事業評価の基本的考え方（案）作成：公共事業評価システム研究会

委員名簿	委員長	中村 英夫	武蔵工業大学教授
	委員	家田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
		石田 東生	筑波大学社会工学系教授
		金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授
		小林 潔司	京都大学大学院工学研究科教授
		根本 敏則	一橋大学商学部教授
		森杉 壽芳	東北大学大学院情報科学研究科教授
		森地 茂	東京大学大学院工学系研究科教授

海岸事業評価手法研究会を再設置

新規事業評価について再検討を行う。

委員名簿	座長	肥田野 登	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
	委員	三村 信男	茨城大学広域水圏環境科学教育研究センター教授
		近藤 健雄	日本大学理工学部教授
		清野 聡子	東京大学大学院総合文化研究科広域システム科学科助手
		鳥居 謙一	国土技術政策総合研究所海岸研究室長
		櫻井 克信	国土交通省河川局砂防部保全課海岸室長

建設省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領の概要

(平成10年3月27日 建設省技調発第88号 事務次官通達)

1. 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時の評価を実施する。評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

2. 評価の対象となる事業の範囲

建設省が所管する以下の事業のうち、管理に係る事業等を除く全ての事業を対象とする。

直轄事業

公団施行事業

補助事業等

3. 評価を実施する事業

以下のいずれかに該当する事業について評価を実施する。

事業費を新たに予算化しようとする事業

準備・計画に要する費用を新たに予算化しようとする事業

(道路・街路事業の着工準備及びダム事業の実施計画調査費を対象とする。)

4. 評価の実施主体

評価は建設本省が実施する。

(地方建設局、公団、地方公共団体等は、評価に係る資料の作成等を行う)

5. 評価の実施時期

基本的には、年度予算の実施計画策定時までに行う。ただし、個別箇所では予算内示をされる事業については、概算要求時又は政府予算案の閣議決定時までに行う。

6. 評価の手法

以下の基準等を策定し評価を実施する。

各事業ごとに総合的な評価をする際の費用対効果分析結果などの指標

新規事業採択を決定する際の判断基準

7. 大規模公共事業に関する総合的な評価システムの運用

現在、直轄、公団施行の大規模事業に運用している大規模公共事業に関する総合的な評価システムについては、本システムの手続きの一つに位置付け、引き続き運用する。

8. 客観性、透明性を確保する方策

(1) 評価手法研究委員会の設置

評価手法の策定・改善に当たっては、学識経験者等から構成される評価手法研究委員会

〔仮称〕を各事業ごとに設置し、意見を聴く。

(2) 評価の結果等の公表

評価結果、採択箇所等を評価手法等とともに積極的に公表する。

9. 河川事業、ダム事業における河川整備計画の策定・変更の手続きの活用

河川事業、ダム事業における当該手続きの実施に当たっては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更手続きの活用を図る。

10. 評価の導入時期

できるだけ早急に、管理に係る事業等を除く全ての事業で実施するものとし、平成10年度は、評価手法の確立状況に応じて、できる限り多くの事業で評価する。

海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目

(平成10年6月22日 建設省河計発第52号 河川局長通達)

第1 評価の対象とする事業の範囲

補修事業を除く海岸事業を対象とする。

第2 評価を実施する事業

事業評価の単位の取り方

背後を海岸災害から防護する一連の海岸を基本とし、原則として以下の通りとする。

直轄事業：海岸法第六条第三項に基づき公示された海岸

補助事業：地区海岸（市町村の大字又は字の区域により区分された海岸）

第3 評価の実施に係る事項

評価に係る資料

評価に係る資料は、本細目第4に定める評価項目について整理した資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

第4 評価の方法

1. 評価項目

基本的に以下に定める各項目について検討を行うものとする。

(1)高潮対策、侵食対策

災害発生時の影響

過去の災害実績

災害発生の危険度

地域開発の状況

地元の協力体制

関連事業との整合

費用対効果分析 等

(2)環境整備

上記 から に加え、

浜辺の利用の状況 等

(3)海域浄化 等

上記 から に加え、

海域の水質環境 等

(4)公有地造成

上記 から に加え、

地域の土地利用の状況 等

2. 評価の手法

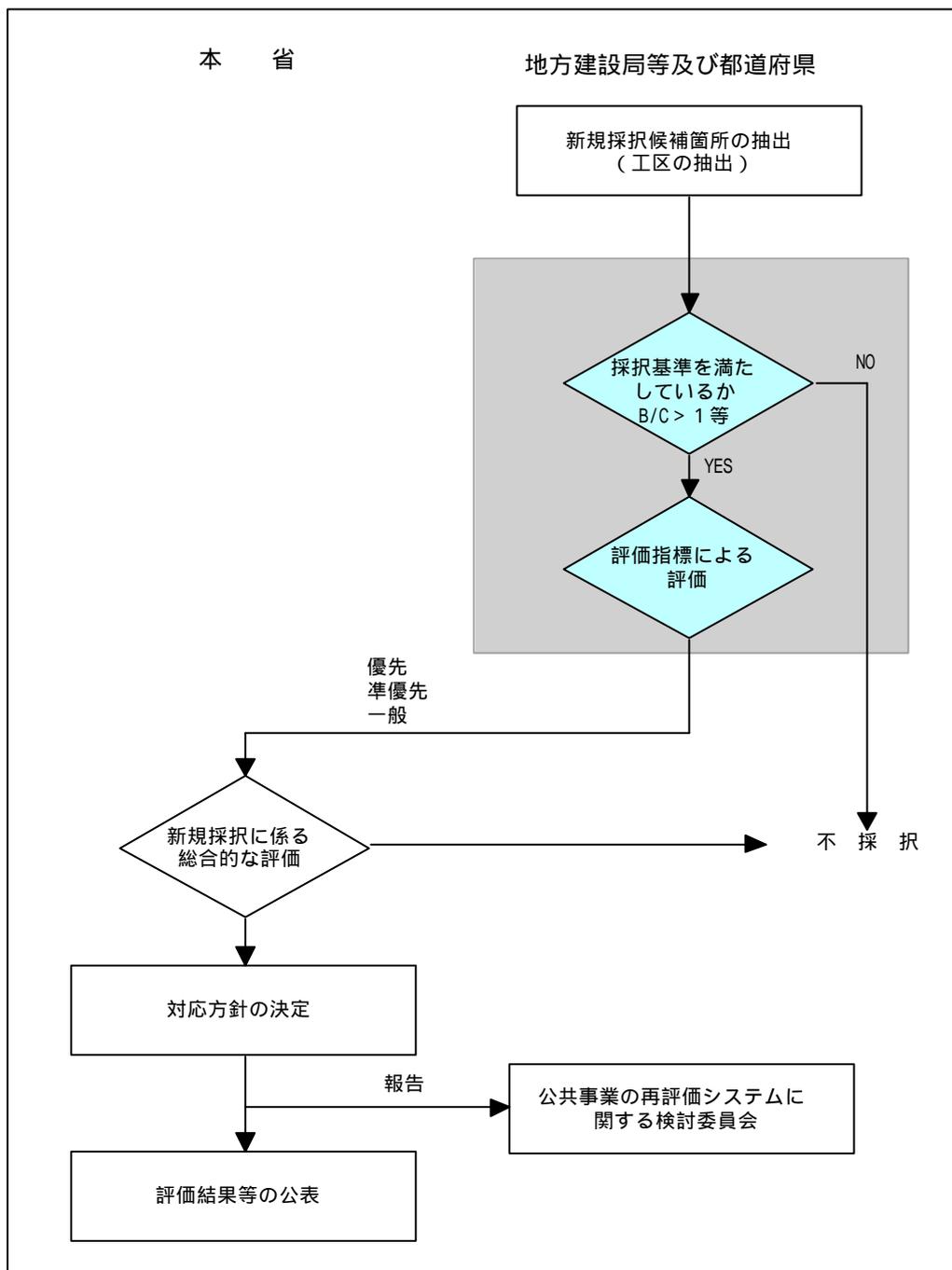
新規採択候補事業において、上記評価項目ごとの評価結果を踏まえ、総合的な視点から採

採優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定するものとする。

3.その他

必要に応じ、評価手法の改善を行うものとする。

新規採択時評価の実施フロー（直轄・補助事業）



国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領

(平成13年7月6日 事務次官通達)

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 公団等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「公団等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費を予算化しようとする事業
- 2 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業。ただし、次に掲げる事業で、事業採択（事業費の予算化をいう。以下同じ。）前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等(高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。)で大規模なもの(着工準備費を予算化するものに限る)。

実施計画調査費を予算化するダム事業

第4 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省又は外局（以下「本省等」という。）とする。
- (2) 評価の実施時期は、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。
- (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

直轄事業 地方支分部局等は、関係する地方公共団体等の意見等評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、評価を受けるために必要な資料（以下「評価に係る資料」という。）を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該

事業の予算化に係る対応方針を決定する。

- 1) 公団等施行事業（公団等が行う補助事業を除く。） 公団等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、公団等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。
- 2) 公団等施行事業（公団等が行う補助事業に限る。） 公団等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに（間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。）本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、公団等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

- (4) 河川事業、ダム事業における評価の実施手続きについては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図るものとする。

2 評価結果、採択箇所等の公表

所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、公団等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所ですべて予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。

3 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

1 (1)の規定については、「本省又は外局（以下「本省等」という。）」を「地方支分部局等」と読み替えるものとする。

1 (3)の規定については、以下のとおりとする。

- 1) 直轄事業については、1 (3) の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。
- 2) 公団等施行事業及び補助事業等については、1 (3) 及び の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- 3) 1) 又は 2) の場合、地方支分部局等は、評価に係る資料及び予算化等に係る対応方針（公団等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針）を本省等に送付するものとする。

2 の規定については、「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外

局をいう。以下同じ。）」を「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

所管部局等は、事業種別ごとに費用対効果分析を含む評価手法を策定し、第6に定める公共事業評価システム検討委員会に報告するものとする。

所管部局等は、事業種別ごとの評価手法の策定・改善に当たっては、学識経験者等から構成される委員会（以下「評価手法研究委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。

所管部局等は、策定した評価手法を公表するものとする。

2 評価手法の改善

所管部局等は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 公共事業評価システム研究会

評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するため、国土交通省に学識経験者等から構成する公共事業評価システム研究会を設置する。

第6 公共事業評価システム検討委員会

国土交通省所管公共事業の事業評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、国土交通省に公共事業評価システム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。検討委員会は、事業評価の実施要領の改定等の事業評価に係る重要事項について検討し、決定する。また、検討委員会は、必要に応じて、検討委員会の下に事業特性に応じた部会を設置し、評価の適正化に関する検討を行うものとする。なお、このほか、詳細については、別途定めるものとする。

第7 その他

1 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする

2 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの新規採択時評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

1 本要領は、平成13年7月6日から施行する。

2 本要領の施行に伴い、「運輸関係公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成11年3月10日運輸省公共事業改革等推進本部決定）」及び「建設省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成10年3月27日策定）」は、廃止する。

海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目

(平成13年12月18日 国土交通省河計発第77号 河川局長通達)

第1 目的

「海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、海岸事業の新規事業採択時の評価を実施するための運用を定め、もって適正に新規事業採択時評価を実施し、海岸事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 評価の対象とする事業の範囲

補修事業を除く海岸事業を対象とする。

第3 評価を実施する事業

1. 事業評価の単位の取り方

背後を海岸災害から防護する一連の海岸を基本とし、原則として以下の通りとする。

(1)直轄事業：海岸法第六条第三項に基づき公示された海岸

(2)補助事業：地区海岸（市町村の大字又は字の区域により区分された海岸）

第4 評価の実施及び結果等の公表

1. 評価に係る資料

評価に係る資料は、本細目第5に定める評価項目について整理した資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

2. 資料の提出先

評価に係る資料について、直轄事業は本省河川局砂防部保全課海岸室（以下、「海岸室」という。）に提出するものとし、補助事業は当該事業を所管する地方支分部局等（以下、「地方支分部局等」という。）を經由して、海岸室に提出するものとする。

但し、地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業（以下、「一括配分に係る事業」という。）について、補助事業は地方支分部局等に提出するものとし、地方支分部局等は、別紙により、直轄事業あつては予算化等に係る対応方針等を、補助事業あつては補助金交付等に係る対応方針等を海岸室に送付するものとする。

3. 評価結果、採択箇所等の公表

(1)公表は記者発表等により、本省河川局で実施するものとするが、一括配分に係る事業については、本省河川局及び地方支分部局等で実施するものとする。

(2)公表時期については、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後とする。

(3)公表する内容は以下の通りとする。

評価手法

新規事業採択箇所

評価の考え方及び評価結果 等

第5 評価の方法

・ 海岸事業に関する評価項目

以下に定める項目について、基本的に検討を行うものとするが、個別の事業の特性等に応じて項目を選定するものとする。

(1) 高潮対策、侵食対策

災害発生時の影響
過去の災害実績
災害発生の危険度
地域開発の状況
地域の協力体制
事業の緊急度
災害時の情報提供体制
関連事業との整合
代替立案等の可能性
費用対効果分析 等

(2) 環境整備

上記 から に加え、
浜辺の利用の状況 等

(3) 海域浄化 等

上記 から と に加え、
海域の水質環境 等

(4) 公有地造成

上記 から に加え、
海域の土地利用の状況 等

・ 評価の手法

新規採択候補事業において、上記評価項目ごとの評価結果を踏まえ、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定するものとする。なお、評価項目の一つである費用対効果分析については、別に定める「海岸事業の費用対効果分析手法（平成9年度版）」に基づき算定するものとする。

第6 施行

1 本細目は、平成13年12月18日から施行する。

2 平成10年6月22日に策定された「海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目」（建設省河計発第52号）は廃止する。

行政機関が行う政策の評価に関する法律

(平成14年4月1日)

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第四条）
- 第二章 政策評価に関する基本方針（第五条）
- 第三章 行政機関が行う政策評価（第六条 - 第十一条）
- 第四章 総務省が行う政策の評価（第十二条 - 第十八条）
- 第五章 雑則（第十九条 - 第二十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府（次号に掲げる機関を除く。）
- 二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。）並びに警察庁
- 三 各章（総務省にあっては、次号に掲げる機関を除く。）
- 四 公正取引委員会及び公害等調整委員会

2 この法律において「政策」とは、行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう。

（政策評価の在り方）

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価（以下「政策評価」という。）は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

- 一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。
- 二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

(政策評価の結果の取扱い)

第四条 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

第二章 政策評価に関する基本方針

第五条 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 政策評価の実施に関する基本的な方針
- 二 政策評価の観点に関する基本的な事項
- 三 政策効果の把握に関する基本的な事項
- 四 事前評価(政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項
- 五 事後評価(政策を決定した後に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項
- 六 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項
- 七 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項
- 八 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項
- 九 その他政策評価の実施に関する重要事項

3 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、第二十条から第二十二条までの規定に基づき実施し、又は実施しようとしている措置その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

4 総務大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和三十二年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で法令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関が行う政策評価

(基本計画)

第六条 行政機関の長(行政機関が、国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会で

ある場合にあつては、それぞれ国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政策評価の実施に関する方針
- 三 政策評価の観点に関する事項
- 四 政策効果の把握に関する事項
- 五 事前評価の実施に関する事項
- 六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項
- 七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- 九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項
- 十 政策評価の実施体制に関する事項
- 十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(事後評価の実施計画)

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

- 一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策
- 二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

- 三 前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

3 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

(事後評価の実施)

第八条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

(事前評価の実施)

第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

- 一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。
- 二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

(評価書の作成等)

第十条 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

- 一 政策評価の対象とした政策
 - 二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
 - 三 政策評価の観点
 - 四 政策効果の把握の手法及びその結果
 - 五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - 六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
 - 七 政策評価の結果
- 2 行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

(政策への反映状況の通知及び公表)

第十一条 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

第四章 総務省が行う政策の評価

(総務省が行う政策の評価)

第十二条 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

- 2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保さ

れないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

- 3 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

(総務省が行う政策の評価に関する計画)

第十三条 総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間についての前条第一項及び第二項の規定による評価に関する計画を定めなければならない。

- 2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する基本的な方針
- 二 計画期間内において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
- 三 当該年度において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
- 四 その他前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する重要事項

- 3 総務大臣は、第一項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四条 総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

(資料の提出の要求及び調査等)

第十五条 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を行うため必要な範囲において、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は行政機関の業務について実地に調査することができる。

- 2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

- 一 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人を言う。)の業務
- 二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。)の業務
- 三 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人(その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。)の業務
- 四 国の委任又は補助に係る業務

- 3 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の目的を達成するために必要な最小限度において、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務(行政機関の業務と一体として把握される

必要があるものに限り、前項第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

- 4 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

(評価書の作成等)

第十六条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価を行ったときは、第十条第一項各号に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する行政機関の長に送付するとともに、当該評価書及びその要旨並びに当該意見の内容を公表しなければならない。

(勧告等)

第十七条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
- 3 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果を政策に反映させるため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該評価の結果の政策への反映について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

(評価及び監視との連携の確保)

第十八条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第十八号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

第五章 雑則

(国会への報告)

第十九条 政府は、毎年、政策評価及び第十二条第一項又は第二項の規定による評価(以下「政策評価等」という。)の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

(政策評価等の方法に関する調査研究の推進等)

第二十条 政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、政策評価等に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

(政策評価等に関する情報の活用)

第二十一条 総務大臣は、政策評価等の効率的かつ円滑な実施に資するよう、行政機関相互間における政策評価等の実施に必要な情報の活用の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(所在に関する情報の提供)

第二十二条 総務大臣は、政策評価の結果その他の政策評価等に関する情報を入手しようとする者の利便を図るため、その所在に関する情報の提供に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(事後評価の実施計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行後第七条第一項の規定により国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官が最初に定める実施計画についての同項の規定の適用については、同項中「一年ごとに」とあるのは、「一年未満で、国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官の定める期間を計画期間として」とする。

(事後評価の実施に関する経過措置)

第四条 第七条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に決定された政策であって、同号イ又はロに規定する期間がこの法律の施行の日の以後に経過したものについても、適用する。

(総務省設置法の一部改正)

第五条 総務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中「以下これらの評価及び監視を」を「次号において」に改める。

第六条第一項中「、第十七号」を削り、同条第二項中「行政評価等」を「第四条第十八号の規定による評価又は監視(以下この条において「評価又は監視」という。)」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「行政評価等」を「評価又は監視」に改め、同条第八項中「第四条第十八号の規定による」を削る。